

マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料条例

(通則)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定により、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号。以下「法」という。）に基づく事務に関する手数料をこの条例の定めるところにより徴収する。

(手数料を徴収する事務等)

第二条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、額及び徴収時期は、別表に定めるところによる。

(手数料の不還付)

第三条 既納の手料金は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(徴収の猶予)

第四条 知事は、特別の理由があるとき、手数料の徴収を猶予することができる。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）

事務	名称及び額	徴収時期
<p>一 法第五条の四の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>マンション管理計画認定申請手数料</p> <p>マンション管理計画認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 申請に併せてマンション管理適正化推進センター（法第九十一条に規定するマンション管理適正化推進センターをいう。以下同じ。）が作成した法第五条の四に基づく管理計画の認定の基準（都道府県等マンション管理適正化指針（法第三条の二第二項第四号に規定する都道府県等マンション管理適正化指針をいう。以下同じ。）に関する部分を除く。）に適合していることを示す書類が提出された場合 長期修繕計画の数に応じ、それ</p>	<p>認定申請のとき。</p>

それぞれ次に掲げる額

イ 長期修繕計画の数が 四千百円

一であるもの

ロ 長期修繕計画の数が 四千百円に一を

二以上であるもの 超える長期修繕

計画の数に千八

百円を乗じて得

た額を加算した

額

(二) (一)以外の場合 長期修繕計画の数に応

じ、それぞれ次に掲げる額

イ 長期修繕計画の数が 二万九千円

一であるもの

ロ 長期修繕計画の数が 二万九千円に一

二以上であるもの を超える長期修

繕計画の数に一

万六千円を乗じ

	<p>二 法第五條の六第一項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査</p>
<p>て得た額を加算した額</p>	<p>マンション管理計画認定更新申請手数料 マンション管理計画認定更新申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 申請に併せてマンション管理適正化推進センターが作成した法第五條の六第二項において準用する法第五條の四に基づく管理計画の認定の基準（都道府県等マンション管理適正化指針に関する部分を除く。）に適合していることを示す書類が提出された場合 長期修繕計画の数に応じ、それぞれ次に掲げる額</p>
	<p>更新申請のとき。</p>

イ	長期修繕計画の数が四千百円
一	であるもの
ロ	長期修繕計画の数が四千百円に一を
二	以上であるもの
	超える長期修繕
	計画の数に千八
	百円を乗じて得
	た額を加算した
	額
(二)	(一)以外の場合 長期修繕計画の数に応
じ、	それぞれ次に掲げる額
イ	長期修繕計画の数が二万九千円
一	であるもの
ロ	長期修繕計画の数が二万九千円に一
二	以上であるもの
	を超える長期修
	繕計画の数に一
	万六千円を乗じ
	て得た額を加算

<p>三 法第五条の七第一項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>マンション管理計画変更認定申請手数料 マンション管理計画変更認定申請手数料の額は、変更認定申請一件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(一) 法第五条の七第二項に四千八百円において準用する法第五条の四に基づく管理計画の認定の基準（以下「変更に係る認定基準」という。）のうち管理組合の運営の基準に係る事項</p> <p>(二) 変更に係る認定基準の四千円のうち管理規約の基準に係る事項</p> <p>(三) 変更に係る認定基準の四千六百円のうち管理組合の経理の基</p>	<p>した額</p> <p>変更認定申請のとき。</p>
--	---	------------------------------

準に係る事項

(四) 変更に係る認定基準の九千八百円

うち長期修繕計画の作成
又は見直しの基準に係る
事項

(五) 変更に係る認定基準の二千九百円

うち組合員名簿若しくは
居住者名簿又は都道府県
等マンション管理適正化
指針の基準に係る事項

(六) (一)から(五)まで以外の事二千円

項

(七) 二以上の長期修繕計画
の変更に係る申請の場合
にあつては、一を超える
長期修繕計画の数に、次
に掲げる額を乗じて得た

額を合算した額	
イ 変更に係る認定基準のうち管理組合の運営の基準に係る事項	二千六百元
ロ 変更に係る認定基準のうち管理規約の基準に係る事項	二千六百元
ハ 変更に係る認定基準のうち管理組合の経理の基準に係る事項	二千八百元
ニ 変更に係る認定基準のうち長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係る事項	五千二百円
ホ 変更に係る認定基準のうち組合員名簿若しくは居住者名簿又は都	千七百元

道府県等マンション管
理適正化指針の基準に
係る事項
へ
イからホまで以外の
九百円
事項